

山 青森県報

第千九百九十二号

平成十四年三月六日(水曜日)

目次

告示

○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第二条第七項の規定に基づく知事の指定する電子計算機……………	(環境政策課) ……一
○介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………	(高齢福祉保険課) ……一
○都市計画の変更……………	(都市計画課) ……二
○青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………	(経理課) ……二
公 告	
○大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………	(経営振興課) ……二
○右 同……………	(同) ……三
○肥料登録事項の変更……………	(農林水産政策課) ……三
○二級建築士試験及び木造建築士試験の施行……………	(建築住宅課) ……三
出先機関	
○青森県農業大学校普通科の学生募集……………	(農業大学校) ……四
○道路の位置の指定……………	(土木事務所) ……五
収用委員会	
○公示送達……………	(監理課) ……五
○右 同……………	(同) ……六

正 誤

○平成十四年二月二十日定例目次中……………(総務学事課) ……七

告 示

青森県告示第八十号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号)第二条第七項の規定に基づき、同項の知事の指定する電子計算機を次のように定め、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月六日

青森県知事 木 村 守 男

独立行政法人製品評価技術基盤機構に設置される青森県知事の使用に係る電子計算機

青森県告示第八十一号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十四年三月六日

青森県知事 木村 守 男

指定居宅介護支援事業者	名称	名称	所在地	指 定 日 期
有限会社ほおずき	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所ほおずき	八戸市大字是川字転道平一の二	平成 一四・三・三
			八戸市大字是川字転道平一の二	

青森県告示第八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、八戸都市計画公園に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び百石町建設下水道課に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年三月六日

青森県知事 木村 守 男

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第八十三号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八十六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成十四年三月十一日から施行する。

平成十四年三月六日

青森県知事 木村 守 男

第三号の表中

- 「青森県信用組合脇野沢支店」を削り、
- 「青森県信用組合川内支店」を
- 「青森県信用組合川内支店」を削り、
- 「青森県信用組合川内支店」を削り、
- 「青森県信用組合川内支店脇野沢出張所」を削り、
- 「下北郡脇野沢村大字脇野沢」を削り、
- 「下北郡川内町大字川内」を削り、
- 「下北郡川内町大字川内」を削り、
- 「下北郡脇野沢村大字脇野沢」を削り、

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年三月六日

青森県知事 木村 守 男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
セントラルショッピングセンターむつ
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
むつ市中央二丁目四九の五外
大湊興業株式会社
むつ市中央二丁目一三の一四
代表取締役 濱崎正明
- 三 意見の概要
県の意見なし
- 四 意見書の縦覧
1 場所
青森県商工観光労働部経営振興課及びむつ市役所
2 期間
平成十四年三月六日から同年四月六日まで
3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで
ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年三月六日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース階上店

三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠四三の一七外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び階上町役場

2 期間

平成十四年三月六日から同年四月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、階上町役場にあつては、その執務時間内とする。

肥料登録事項の変更

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第四項の規定により、次のとおり登録事項の変更の届出があつたので、同法第十六条第二項の規定により公告する。

平成十四年三月六日

青森県知事 木 村 守 男

登録番号 青森県第 三三八号	肥料の 種類 肉骨粉	生産業者の氏名又は名称 及び住所 第一プロイラー株式会社 八戸市大字長苗代字狐田 一四の八	肥料の名称 変更後 チキンミール	変更前 肉骨粉肥料	変更 年月日 平成 一四・二・二六
----------------------	------------------	---	------------------------	--------------	----------------------------

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行

平成十四年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行するので、青森県建築士法施行細則（昭和二十五年十一月青森県規則第百十五号）第十四条の規定により公告する。

なお、試験実施に関する事務は、建築士法第十五条の十七第一項の都道府県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成十四年三月六日

青森県知事 木 村 守 男

一 試験の日時及び場所

1 二級建築士試験

(一) 学科試験

(1) 日時

平成十四年七月七日（日）午前十時

(2) 場所

青森市篠田三丁目一六の一

青森県立青森工業高等学校

(二) 設計製図試験

(1) 日時

平成十四年九月二十九日（日）午前十一時三十分

(2) 場所

青森市篠田三丁目一六の一

青森県立青森工業高等学校

2 木造建築士試験

(一) 学科試験

(1) 日時

平成十四年七月二十八日(日) 午前十時

(2) 場所

青森市篠田三丁目一六の一

青森県立青森工業高等学校

(二) 設計製図試験

(1) 日時

平成十四年十月十三日(日) 午前十一時三十分

(2) 場所

青森市篠田三丁目一六の一

青森県立青森工業高等学校

二 受験申込手続

1 受験申込書受付期間

平成十四年四月八日(月)から同月十二日(金)まで(ただし、八戸市での受付は同月九日(火)までとする。)

2 受験申込書受付場所

(一) 青森市安方二丁目九の一三

(二) 八戸市大字売市字下久根二九

3 受験申込書類及び添付書類等

(一) 受験申込書(平成十四年一月以降に撮影した縦五・五センチメートル、横四センチメートルの無帽、無背景、正面上三分身を写した証明写真をちよう付したのもの)

(二) 受験資格があることを証明する学校卒業証明書、検定合格証明書、その他実務経験についての証明書

(三) 受験申込用紙の請求先

社団法人青森県建築士会・建築士会各支部へ請求すること。

三 合格発表

1 学科試験 平成十四年九月十三日頃

2 設計製図試験 平成十四年十二月十三日頃

四 その他

試験に関する問い合わせについては、社団法人青森県建築士会(電話青森七七三局二八七八番)に電話すること。

出 先 機 関

青森県農業大学校告示第三号

平成十四年度青森県農業大学校普通科の学生を次のとおり二次募集するので、青森県農業大学校規則(昭和三十九年九月青森県規則第八十三号)第八条第二項の規定により公示する。

平成十四年三月六日

青森県農業大学校長 金子 忠 昭

一 修業期間

二 二年

二 募集人員

若干名

三 受験資格

1 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者又はこれらの課程を平成十四年三月三十一日までに卒業見込みの者

2 右記と同等以上の学力を有すると知事が認めた者

四 試験の実施

1 試験期日 平成十四年三月二十五日(月)

2 試験場所 青森県黒石市境松一丁目の一 青森県農業大学校

3 試験科目

(一) 筆記試験 (国語I、数学I、英語Iは必須科目とし、生物IB、化学IB、農業一般の三科目のうちいずれか一科目を選択とする。(計四科目))

(二) 面接試験

五 受験手続

1 提出書類

- (一) 入校願書(本校所定のもの、写真貼付)
- (二) 最終出身学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
- (三) 最終出身学校の成績証明書
- (四) 健康診断書
- (五) 受験票(本校所定のもの、写真貼付)

2 受付期間

平成十四年三月十一日(月)から同月十八日(月)まで

3 提出先

青森県黒石市境松一丁目の一 青森県農業高等学校

六 合格者の発表

平成十四年三月二十七日(水)

七 その他

- 1 青森県個人情報保護条例第十八条第一項の規定に基づき、本人又はその法定代理人は、入校試験結果について、次のとおり、口頭による開示を請求することができる。(本人又は法定代理人であることを証明する書類を持参すること。)
 - (一) 開示する個人情報、科目別得点及び総合得点とする。
 - (二) 開示期間は、合格発表の日から起算して一か月以内とする。
 - (三) 開示場所は、青森県農業高等学校事務室とする。
- 2 この募集について不明な点がある時は、青森県農業高等学校教務課(電話〇一七二一五二一四三二一五)に問い合わせること。

十和田土木事務所告示第八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田土木事務所及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年三月六日

十和田土木事務所長 原 田 邦 治

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
三沢市深谷二丁目七三の九及び七三の二三	五九・〇三メートル	六・一〇メートル	平成 一四・三・三

収 用 委 員 会

公 示 送 達

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第六十六条第三項の規定により下記の者へ裁決書の正本を送達するに当たり、当該者の住所、居所その他送達すべき場所を確認することができないので、土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第五条第一項の規定により公示送達する。

平成十四年三月六日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 送達すべき裁決書の名称
平成十四年一月十八日付け権利取得裁決書及び明渡裁決書
- 二 送達を受けるべき者
別紙のとおり
- 三 送達すべき裁決書の交付
一の裁決書は、青森県収用委員会事務局(青森県県土整備部監理課内)において保管しているので、いつでもその交付を受けることができます。
- 四 その他
一の裁決書は、平成十四年三月二十六日をもって送達があったものとみなされます。

別紙

土地の所在	氏名	住所
青森県上北郡野辺地町字干草橋61番17	高橋政則	不明 青森県青森市旭町1丁目10番6号 中里テラス2階
青森県上北郡野辺地町字干草橋61番17	高橋英樹	不明 青森県上北郡野辺地町字中屋敷38番地の1
青森県上北郡野辺地町字干草橋82番2	日時幸治	不明 ただし、戸籍謄本記載の本籍地 青森県上北郡野辺地町字野辺地23番地4番地
青森県上北郡野辺地町字干草橋82番2	豆田修平	不明 ただし、戸籍謄本記載の本籍地 青森県八戸市根城三丁目22番地の3

公示送達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により下記の者へ裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第四条第二項の規定によることができないので、同令第五条第一項の規定により公示送達する。

平成十四年三月六日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 送達すべき裁決書の名称
平成十四年一月十八日付け権利取得裁決書及び明渡裁決書
- 二 送達を受けるべき者
別紙のとおり
- 三 送達すべき裁決書の交付
一の裁決書は、青森県収用委員会事務局（青森県県土整備部監理課内）において保管しているもので、いつでもその交付を受けることができます。
- 四 その他
一の裁決書は、平成十四年三月二十六日をもって送達があったものとみなされます。

別紙

土地の所在	氏名	住所
青森県上北郡野辺地町字干草橋61番17	小泉 昇	愛知県岡崎市竜菜台1丁目11番地7
青森県上北郡野辺地町字干草橋82番2	澤田フミ	青森県上北郡野辺地町字大月平27番地の15
青森県上北郡野辺地町字干草橋82番2	澤田達夫	千葉県柏市青葉台1丁目24番8号
青森県上北郡野辺地町字干草橋82番2	澤田愛子	青森県上北郡野辺地町字干草橋82番2
青森県上北郡野辺地町字干草橋82番2	澤田恒謙	青森県上北郡野辺地町字大月平27番地の15

平成十四・三・三 第一九八六号	発行年月日 発行番号
目次	区分
一	ページ
上	段
ら後ろか ら八	行
(同)	誤
(農村整備課)	正

正 誤

総務学事課